

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更について（案）

令和 2 年 3 月
内閣府地方創生推進事務局

1. 変更理由

「中心市街地活性化促進プログラム」（令和 2 年 3 月 23 日中心市街地活性化本部決定）を実行するため、**同プログラムに基づく「重点的な取組」に対して国が積極的に支援することを決定**する。

また、同プログラムにおいて重点的に取り組むこととしている内容を基本方針にも反映させる。

2. 主な変更内容

- 政府は、中活プログラムに基づく重点的な取組について、積極的に支援する旨を記載。
また、各府省庁が中心市街地の活性化に関する施策を推進する際には、特に「**中心市街地活性化促進プログラム**」に基づき、**社会経済情勢の変化と進展等に対応した取組、まちのストックや地域資源・チャンスを活かす取組、民間との連携や人材の確保・育成を強化する取組への積極的な国の支援を行う旨**を記載。
- 中心市街地活性化制度が一層効果的に活用されるよう、効果的な制度の活用を助言する等のハンズオン支援の強化、平成の市町村合併による地域の実情に配慮すること、多様な市街地で活用できることの十分な周知などにより、**より活用される制度として運用を行う旨**を記載。
- 中心市街地の活性化の目標については、自治体において、**地域資源や遊休資産といった既存ストック等を有効活用するとともに、社会経済情勢の変化と進展等に対応し、民間との連携や人材確保・育成を強化しつつ、地域の創意工夫を活かし、「中心市街地活性化プログラム」の活用の検討をしながら事業を推進することにより追及していくべきである旨**を記載。